

## 【発展】 6. 分権時代への対応

所管部局：総務部

### (1) 分権確立に向けた行政体制の整備

#### ■ 現状と課題

- ・ 県民生活の向上に資するために、地域特性にあった行政サービスの提供は、より住民に身近な地方自治体が担うことが望まれます。住民の視点に立って、地域のことは地域で決められるように、国から地方へ権限や財源を移譲する地方分権の確立が必要です。
- ・ 地方自治体では、県民ニーズの多様化・高度化にいち早く対応できるよう、国に対して義務付け・枠付けの見直しや条例制定権の拡大などを求めていくことに加え、自立の責任を負えるよう、地方自治の能力を高めていかなければなりません。そのためには、より一層県民参加の機会を拡充し、県民の意見を政策に反映することが求められています。
- ・ 本県では、「平成の大合併」により12地域で市町村合併が実現し、58市町村が18市町村へ再編され、合併新市においては、新市建設計画の折り返し点を経過する中、行財政基盤の強化や新しいまちづくりに取り組んでいるところです。
- ・ 県においては広域自治体として、市町村が自立性の高い行財政基盤を整備するための支援を行うとともに、市町村では対応が困難な行政課題に適切に対処するため、政策立案・実行力の向上や自らの行財政基盤の強化に取り組むことが必要です。
- ・ 「九州はひとつ」を理念に、九州では政策連合や九州観光推進機構など各県一体となった取り組みを進めてきたところですが、分権型社会の実現をめざす九州として、出先機関改革に向けた国の動きを自らのものとしてとらえ、望ましい出先機関の「受け皿」づくりに取り組む必要があります。

#### ■ これからの基本方向

- ・ 基礎自治体である市町村が、これからの分権時代にふさわしい行政体制及び財政基盤の整備や自治体間の連携を推進し、住民サービスの維持・向上が図られるよう、その取り組みを支援します。
- ・ 県の自由度を高め、県民の創意工夫の下で県行政を運営できるよう、国からの義務付け・枠付けなどによる制約の緩和や分権型社会を担える人材の育成、県行政に対する県民参加の機会の拡充などを推進します。
- ・ 九州地域の活性化と地域住民の福祉の向上を目的に、国の出先機関の事務・権限・人員・財源などを包括的に受け入れるための組織として、議事機関と執行機関との二元代表制の仕組みや住民による監査請求制度などを採り入れることによる、ガバナンスの効いた「九州広域行政機構（仮称）」の設立をめざします。

#### ■ 主な取り組み

##### ① 県民参加の機会の拡充

- ・ 県民の意見を政策に反映する機会の充実
- ・ 新しい形の公共を担うNPOや企業との協働の推進

##### ② 市町村の行財政基盤整備への支援

- ・ 義務付け・枠付けの見直しや基礎自治体への権限移譲など地方分権の円滑な実施に向けた受け皿づくりの支援
- ・ 人件費改革をはじめとする市町村行革の推進への支援
- ・ 中長期的な見通しに立った安定的な財政運営への助言

##### ③ 県の行財政基盤の強化

- ・ 義務付け・枠付けの見直しに応じた自治能力の向上や地方税財源の充実強化などの推進
- ・ 分権時代に対応した政策形成能力の向上や組織強化及び持続可能な財政基盤の確立

##### ④ 県と市町村との連携

- ・ 災害対策など危機管理や税の徴収対策、人材育成（合同研修、交流人事など）などにおける市町村との連携の強化
- ・ 小規模集落対策などにおける市町村との協働の強化

##### ⑤ 九州広域行政機構（仮称）の設立

- ・ 住民の意思を反映しながら効果的・効率的な運営を行うための制度設計についての国への提案
- ・ 内部管理の仕組みなど、九州広域行政機構がその役割を果たしていくための運営方法の構築
- ・ 住民の理解と支持を得るための積極的なPR活動と世論喚起

#### ■ 目標指標

指標名	単位	基準値		H22年度		H27年度
		年	目	目標値	実績値(見込)	目標値
市町村への事務移譲数(累計)	事業	170	H19	—	249	296